



Financial Services Tax News

Financial Services Tax Group

October 2007

私たち税理士法人プライスウォーターハウスクーパーは、全世界150カ国に146,000人のスタッフを擁する世界最大級の会計事務所プライスウォーターハウスクーパー(PwC)の日本におけるメンバーファームです。日本最大級のタックスアドバイザーとして、公認会計士、税理士等約500人のスタッフから成る専門家集団であり、そのうち約100名が金融部に所属しています。

本Tax Newsで紹介するのは、一般的な事例を前提としておりますので、個別案件への応用またはより専門的な案件の取引への取組に際しましては、是非私どもの金融部を皆様の良きパートナーとしてご利用下さい。

**税理士法人
プライスウォーターハウスクーパー
金融部**

〒100-6015

東京都千代田区霞が関3丁目2番5号
霞が関ビル15階

電話：03-5251-2400(代表)

<http://www.pwc.com/jp/tax>

*connectedthinking

© 2007 税理士法人プライスウォーターハウスクーパー
プライスウォーターハウスクーパーとは、税理士法人プライスウォーターハウスクーパー、または、プライスウォーターハウスクーパーのグローバルネットワーク、ないしはそのメンバーファームを指しています。個々の組織は分離独立した法的組織となっています。

税務上の適格機関投資家の範囲について

2007年9月30日の金融商品取引法(以下、「金商法」)の施行により、金商法(旧証券取引法)上の適格機関投資家の範囲が広がりました。これにともない、租税特別措置法施行令(以下、「措置法施行令」)が改正され、租税特別措置法(以下、「措置法」)上の適格機関投資家の定義に改正がなされました。

本ニュースレターでは、改正措置法施行令で規定された適格機関投資家の範囲について、その概要をご紹介します。

1. 改正前の措置法上の適格機関投資家の定義

従来、措置法第67条の14(特定目的会社に係る課税の特例)、第67条の15(投資法人に係る課税の特例)、第68条の3の2(特定目的信託に係る受託法人の課税の特例)および第68条の3の3(特定投資信託に係る受託法人の課税の特例)において、適格機関投資家とは「証券取引法第2条第3項第1号に規定するもの」とされてきました。

2. 改正後の措置法上の適格機関投資家の定義

措置法施行令の改正により上述の措置法上の適格機関投資家は、「金商法第2条第9項に規定する金融商品取引業者(同法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業(同条第8項に規定する有価証券関連業に該当するものに限る。))または同条第4項に規定する投資運用業を行う者に限る。)その他の財務省令で定めるもの」と変更されました。すなわち、税務上の適格機関投資家の範囲は「財務省令に定めるもの」に限られることとなります。

上記の「財務省令で定めるもの」は、以下のとおり規定されています。ただし、(4)に掲げる者以外の者については金融商品取引法第2条に規定する定義に関する内閣府令(以下、「定義内閣府令」)第10条第1項ただし書の規定により金融庁長官が指定する者を除き、(4)に掲げる者については同項ただし書の規定により金融庁長官が指定する者に限ります。

- (1) 金商法第2条第9項に規定する金融商品取引業者(同法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業(同条第8項に規定する有価証券関連業に該当するものに限る。以下、「第一種金融商品取引業」)または同条第4項に規定する投資運用業(以下、「投資運用業」)を行う者に限る。)
- (2) 定義内閣府令第10条第1項第2号から第8号まで、第10号から第14号まで、第16号から第20号までおよび第26号に掲げる者(同項第19号に掲げる者のうち同号に規定する企業年金基金を除く。)[銀行、保険会社、投資法人、投資事業有限責任組合など]
- (3) 信用協同組合および信用協同組合連合会ならびに業として預金もしくは貯金の受入れまたは共済に関する施設の事業をすることができる農業協同組合連合会
- (4) 定義内閣府令第10条第1項第15号に掲げる者 [業として預金または貯金の受入れをすることができる農業協同組合および漁業協同組合連合会]
- (5) 有価証券報告書を提出している者(金融庁長官に届出を行った者に限る。)で、当該届出を行った日以前の直近に提出した有価証券報告書に記載された当該有価証券報告書に係る事業年度および当該事業年度の前事業年度の貸借対照表における有価証券の金額および投資有価証券の金額の合計額が100億円以上であるもの
- (6) 外国の法令に準拠して外国において次に掲げる業を行う者(金融庁長官に届出を行った者に限る。)で、当該届出の時における資本金の額もしくは出資金の額または基金の総額がそれぞれ次に定める金額以上であるもの

イ 第一種金融商品取引業 1億円

ロ 投資運用業 1億円

ハ 銀行法第2条第2項に規定する銀行業 20億円

ニ 保険業法第2条第1項に規定する保険業 10億円

措置法施行令の改正後は措置法上の適格機関投資家は金商法上の適格機関投資家の範囲より狭くなりますので両者の範囲が異なることに注意が必要です。

より詳しい情報につきましては下記担当者にご連絡下さい。

パートナー	藤本幸彦	03-5251-2423	sachihiko.fujimoto@jp.pwc.com
	大石克洋	03-5251-2565	katsuyo.oishi@jp.pwc.com
	松田結花	03-5251-2556	yuka.matsuda@jp.pwc.com
	飯村鉄雄	03-5251-2834	tetsuo.iimura@jp.pwc.com
	鬼頭朱実	03-5251-2461	akemi.kitou@jp.pwc.com
	高木宏	03-5251-2788	hiroshi.takagi@jp.pwc.com
	レイモンド・カーン	03-5251-2909	raymond.a.kahn@jp.pwc.com
	スチュアート・ポーター	03-5251-2944	stuart.porter@jp.pwc.com
マネージング・ダイレクター	マーク・リム	03-5251-2867	lim.marc@jp.pwc.com
シニア・マネージャー	中村賢次	03-5251-2589	kenji.nakamura@jp.pwc.com
	川崎陽子	03-5251-2450	yoko.kawasaki@jp.pwc.com
マネージャー	齋木信幸	03-5251-2570	nobuyuki.saiki@jp.pwc.com
	箱田晶子	03-5251-2486	akiko.hakoda@jp.pwc.com
	佐々木真美	03-5251-2471	mami.sasaki@jp.pwc.com
	今村恭子	03-5251-2855	kyoko.imamura@jp.pwc.com
	松永智志	03-5251-2586	satoshi.matsunaga@jp.pwc.com
	遠山壮一	03-5251-6212	soichi.toyama@jp.pwc.com
	野中貴史	03-5251-2417	takashi.nonaka@jp.pwc.com
ギータ・ラム	03-5251-2846	geeta.r.ram@jp.pwc.com	